

◎新潟県人事委員会訓令第1号

新潟県人事委員会事務局

新潟県人事委員会事務局事務決裁規程（昭和56年3月新潟県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月25日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表第1（第3条、第9条関係）		別表第1（第3条、第9条関係）	
事務局長専決事項	委員会に報告を要するもの（○印）	事務局長専決事項	委員会に報告を要するもの（○印）
(1) (略)	(略)	(1) (略)	(略)
<u>(2) 事務局職員の人事評価を行うこと。</u>		(2) (略)	
(3) (略)		(3) (略)	
(4) (略)		(4) (略)	
(5) (略)		(5) (略)	
(6) (略)		(5)の2 (略)	
(6)の2 (略)		(6) (略)	
(7) (略)		(6)の2 (略)	
(7)の2 (略)		(7) (略)	
(8) (略)		(8) (略)	
(9) (略)		(9) (略)	
(10) (略)		(10) <u>不利益処分についての不服申立てに関する規則</u> （新潟県人事委員会規則第11-13号）に規定する次の事項を行うこと。	
<u>(11) 不利益処分についての審査請求に関する規則</u> （新潟県人事委員会規則第11-13号）に規定する次の事項を行うこと。		ア・イ (略)	
ア・イ (略)		ウ 委員会が決定した事項、 <u>不服申立て</u> の取下げがあった旨又は口頭審理を行う旨を通知すること。	
ウ 委員会が決定した事項、 <u>審査請求</u> の取下げがあった旨又は口頭審理を行う旨を通知すること。		エ <u>審査請求書（異議申立書）</u> の記載事項等について調査すること。	
エ 審査請求書の記載事項等について調査すること。		オ <u>審査請求（異議申立て）</u> の不備を職権により補正すること。	
オ 審査請求の不備を職権により補正すること。		カ 答弁書又は準備書面の提出を求め、及びこれらの写しを請求人又は処分者に送付すること。	
カ 答弁書又は準備書面の提出を求め、及びこれらの写しを請求人又は処分者に送付すること。			

<p>キ・ク (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(14)の2 (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p>		<p>すること。</p> <p>キ・ク (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13) (略)</p> <p>(13)の2 (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p>	
<p>備考</p> <p>1 第11号の規定による専決は、地方公務員法第50条第2項の規定により審査に関する事務の一部を人事委員会の委員に委任した場合においても行うことができる。</p> <p>2 第13号の規定は、職員団体の登録取消しの場合の聴聞の手続に関する規則の規定が職員団体等の規約の認証取消しの場合の聴聞の手続に関する規則（新潟県人事委員会規則第12-47号）第2条の規定により準用される場合を含むものとする。</p>	<p>備考</p> <p>1 第10号の規定による専決は、地方公務員法第50条第2項の規定により審査に関する事務の一部を人事委員会の委員に委任した場合においても行うことができる。</p> <p>2 第12号の規定は、職員団体の登録取消しの場合の聴聞の手続に関する規則の規定が職員団体等の規約の認証取消しの場合の聴聞の手続に関する規則（新潟県人事委員会規則第12-47号）第2条の規定により準用される場合を含むものとする。</p>		